

2025年4月1日

お客さま各位、ご関係者各位

改正労働安全衛生規則施行に伴う安全データシート（SDS）の改訂について

大阪ガス株式会社

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび労働安全衛生法の定めにしたがって、提供する都市ガス 13A 等の SDS の一部改訂に関し報告させていただきます。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 改訂内容

1) 対象とする SDS ;

都市ガス 13A（導管による供給）（以下、「導管供給」という）

LNG（液化天然ガス）（以下、「LNG」という）

2) 主な変更点（該当する SDS）；

- ・ 改正労働安全衛生規則施行（2025年4月1日付）に則った「名称等を通知すべき危険物及び有害物」対象物質等の表示（導管供給・LNG）

※別紙に、新旧の変更点の概要をまとめております。

2. 公開時期

2025年4月1日

以上

別紙

都市ガス 13A（導管による供給）

番号・項目	変更前	変更後	注釈
15. 適用法令	該当法令の名称及びその法令に基づく規則に関する情報 1. 労働安全衛生法		改正労働安全衛生規則の施行により、文章を改訂しました。
	名称等を通知すべき危険物及び有害物※ <u>ブタン（1重量%以上含む）</u> <u>（法第57条の2、施行令第18条の2及び別表第9）</u> ※付臭剤に通知対象外となる1重量%未満のシクロヘキセンを含む ・2025年4月1日以降は、次の通り <u>メタン、エタン、プロパン、ブタン（1重量%以上含む）</u> <u>（法第57条の2、施行令第18条の2、規則第34条の2及び別表第2等）</u> ※付臭剤に通知対象外となる1重量%未満のシクロヘキセンを含む （以下略）	名称等を通知すべき危険物及び有害物※ <u>メタン、エタン、プロパン、ブタン（1重量%以上含む）</u> <u>（法第57条の2、施行令第18条の2、規則第34条の2及び別表第2等）</u> ※付臭剤に通知対象外となる1重量%未満のシクロヘキセンを含む （以下略）	

LNG（液化天然ガス）

番号・項目	変更前	変更後	
15. 適用法令	該当法令の名称及びその法令に基づく規則に関する情報 1. 労働安全衛生法		改正労働安全衛生規則の施行により、文章を改訂しました。
	名称等を通知すべき危険物及び有害物 <u>ブタン（1重量%以上含む）</u> <u>（法第57条の2、施行令第18条の2及び別表第9）</u> ・2025年4月1日以降は、次の通り <u>メタン、エタン、プロパン、ブタン（1重量%以上含む）</u> <u>（法第57条の2、施行令第18条の2、規則第34条の2及び別表第2等）</u> （以下略）	名称等を通知すべき危険物及び有害物 <u>メタン、エタン、プロパン、ブタン（1重量%以上含む）</u> <u>（法第57条の2、施行令第18条の2、規則第34条の2及び別表第2等）</u> （以下略）	

※補足；

労働安全衛生規則改正に伴い「名称等を通知すべき危険物及び有害物」の表示上の変更がありますが、前回の改定以降、都市ガス 13A 等の化学物質としての安全性は変わっておりません。